

幕別町消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町消防団条例 (平成27年 9月25日 条例第31号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、町長が任命する。</p> <p>2 団長以外の団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(1) <u>幕別町</u>に居住する者</p> <p>(2) 年齢18歳以上の者</p> <p>(3) <u>志操堅固で、かつ身体強健な者</u></p> <p>第4条～第15条 略</p>	<p>○幕別町消防団条例 (平成27年 9月25日 条例第31号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、町長が任命する。</p> <p>2 団長以外の団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(1) <u>幕別町内に居住又は勤務する者</u></p> <p>(2) 年齢18歳以上の者</p> <p>(3) <u>心身ともに健康である者</u></p> <p>第4条～第15条 略</p>